

Contents

- ◇各自治体のコールセンター支援制度一覧
【Part2】西日本篇
- ◇協会日誌

一般社団法人 日本コールセンター協会 会報

発行：一般社団法人日本コールセンター協会

編集発行人：広報委員長 山田雅康

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2
TEL：03-5289-8891 FAX：03-5289-8892 URL：http://ccaj.or.jp

正会員数：189社

(2012年7月現在)

各自治体のコールセンター支援制度一覧【Part2】

前号に続いて『各自治体のコールセンター支援制度一覧』をお届けします。ご活用ください。

※本情報は2012年7月末現在のものです。詳細等につきましては、各自治体連絡先までお問い合わせください。

自治体	●事業名(期間)	対象要件	助成内容/限度額
宮城県 仙台市	●特定コールセンター・バックオフィス等立地促進助成金 ※改正作業中		
	(交付対象事業所) 特定コールセンター(インバウンド)、バックオフィス等の 新設、増設、市内移転 (交付要件) 投下固定資産相当額 3千万円以上(市内中小企業者の場合は1千万円以上)	(助成内容) 基本助成と雇用加算の和。 1. 基本助成 新設：基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の100% 増設・市内移転：基本額新規投資に係る固定資産税等相当額の90% 期間：3年間(あすと地域に設置する場合、2年追加され、5年間) 限度額：なし 2. 雇用加算 加算額：新規雇用者が20人以上、かつ公共職業安定所に求人申込みを行うことを条件に、正社員30万円/人、その他の雇用者10万円/人を加算 限度額：正社員については限度額なし。その他の新規雇用者については限度額5,000万円(重点加算地域に設置する場合、5,000万円追加され、1億円)。 なお、雇用加算の対象となるのは次の者です。 (1)本市内に住所を有している者 (2)年間の給与収入が130万円以上の者 (3)1年以上継続して雇用される予定の者	
	【連絡先】 仙台市経済局産業振興課 TEL 022-214-8276 http://www.city.sendai.jp/keizai/sangyou/S/ 仙台市総務企画局東京事務所 TEL 03-3262-5765 http://www.city.sendai.jp/citysales/tokyooffice_index.html		
徳島県	●コールセンターに対する優遇制度		
	コールセンター(インバウンドを主体とした事業) 助成対象：新設事業所であって、新規地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に10人以上であること	①専用通信回線使用料：1/2の助成 限度額：2,000万円/年 助成期間：5年間 ②事業所賃料：1/2の助成 限度額：2,000万円/年 助成期間：5年間 ③新規地元雇用：雇用者1人につき70万円(期間に定めのない労働者) 雇用者1人につき40万円(契約社員、パート社員) ※対象者：雇用保険法の被保険者であり、週所定労働時間が30時間以上であること 限度額なし助成期間：5年間 ※初年度は、新規地元雇用者数を補助。次年度以降は純増分を補助。 ④リース経費：1年目の経費の1/2(5年以上のリース機器が対象) 限度額：1,000万円 助成期間：1年間 ⑤研修経費：委託研修の場合10万円/人を限度に所要額の1/2を助成 企業内研修の場合5万円/人を限度に所要額の1/2を助成 限度額：1,000万円/年 助成期間：5年間 ※採用後6ヶ月に満たない新規地元雇用者を県内で研修する場合に限る ⑥投下固定資産：1/5の助成 限度額：2,000万円 ※操業開始から1年以内に整備したものが対象 ⑦自家発電設備、蓄電池設備 (1)導入や休止・廃止設備の再稼働に要する経費：1/5の助成 限度額：3,000万円 (2)リース経費：最初の1年間 10/10の助成、2年目以降5年目まで 5/10の助成 限度額：600万円/年 助成期間：5年間 ※5年以上のリース機器が対象 ※平成24年度内に申請したものに限り	
	【連絡先】 徳島県商工労働部企業支援課 TEL 088-621-2155 http://www.pref.tokushima.jp/promoting/		
徳島市	●徳島市のコールセンター等立地優遇制度(徳島市情報通信関連事業立地促進補助金)		
	対象業種： ・コールセンター ・データセンター ・ソリューションセンター ・事務処理センター ・デジタルコンテンツ 助成要件： ・新設しようとする事業所であって、地元雇用される者が操業開始の日から1年以内に5人以上であることが見込まれること ・地元雇用とは…採用日の前日に市内に住所を有していた者を、当該事業所の常用労働者として、新たに雇用すること	①雇用奨励金 奨励金額：交付対象者1人につき40万円 限度額：4,000万円 助成期間：5年間 ②施設整備補助金 補助額：施設の整備に要した費用の2分の1に相当する額 限度額：500万円又は1回目に交付する雇用奨励金の額のいずれか低い額 補助回数：1回限り	
	【連絡先】 徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 http://www.city.tokushima.tokushima.jp/keizai_seisaku/gaiyo32.html		

香川県	●香川県企業誘致条例 (平成 21 年度～平成 24 年度)	
	<p>新規常用雇用者 50 人以上 (過疎・離島振興地域では 25 人以上) (新規常用雇用者数は、交付申請時に 50 人 (25 人) 以上在職しており、かつ、交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 50 人 (25 人) 以上であること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地を除く投下固定資産額の 10% (3 年間。1 年目は、対象施設業務開始に要する投下固定資産額で対象施設業務開始前 3 年間と業務開始後 1 年間に投下した額、2 年目以降は純増分のみ) ・求人に要する経費 (求人誌や新聞広告等の広告掲載費用等) の 10% (3 年間) ・事務所賃借料、通信回線使用料 (専用回線) の 1/2 (3 年間) ・通信機器賃借料は 5 年以上のリース機器の初年度分の 1/2 (初年度のみ) ※ 求人に要する経費、事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料については、それぞれ年 2,000 万円を限度とする ・新規常用雇用者数 × 30 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数 × 15 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) 限度額: 3 年間で 5 億円
●香川県被災企業再建支援事業 (～平成 26 年 5 月)		
【連絡先】 香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3355 http://www.pref.kagawa.jp/kigyoritti/		
高松市	●高松市企業誘致条例 (平成 21 年度～平成 24 年度)	
	<p>・新規常用雇用者 30 人以上 (過疎・離島振興地域では 25 人以上) 新規常用雇用者数は、交付申請時に 30 人 (25 人) 以上在職しており、かつ、交付申請時前 6 か月の毎月末における在職者の平均が 30 人 (25 人) 以上であること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 × 5/100 (3 年間、土地除く。2 年目以降は純増分のみ) ・新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・新規短時間労働者数 × 10 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・限度額: 3 年間で 2 億円
【連絡先】 高松市商工労働課 TEL087-839-2411 http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/5642.html		
坂出市	●坂出市企業誘致条例	
	<p>・市内新規常用雇用者 25 人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が 25 人以上在職しており、かつその前 6 か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 25 人以上在職していること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 × 5/100 (3 年間。市有地の場合は土地代含む。2 年目以降は純増分のみ) ・市内新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数 × 10 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・限度額: 3 年間で 1 億円
【連絡先】 坂出市政策課企業立地推進室 TEL0877-44-5001 http://www.city.sakaide.lg.jp/work/kigyuu/youguu.html		
東かがわ市	●東かがわ市企業誘致促進条例 (平成 20 年度～平成 24 年度)	
	<p>・市内新規常用雇用者 25 人以上 (市内新規常用雇用者数は、交付申請時に 25 人以上在職しており、かつ交付申請時前 6 箇月の毎月末における在職者の平均が 25 人以上であること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地を除く投下固定資産額の 10% ・機器賃借料は 5 年以上リース機器の初年度分の 50% ・市内新規常用雇用者数 × 20 万円 ・市内新規短時間労働者数 × 5 万円 ・助成合計限度額 1 億円
【連絡先】 東かがわ市商工観光室 TEL 0879-33-2750 http://www.higashikagawa.jp/itwinfo/i2294/		
三豊市	●三豊市企業誘致条例	
	<p>・市内新規常用雇用者 5 人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が 5 人以上在職しており、かつその前 6 か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が 5 人以上在職していること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税以内の額 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・通信機器賃借料の年額の 2 分の 1 に相当する額 (3 年間) ・市内新規常用雇用者数 × 20 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・市内新規短時間労働者数 × 5 万円 (3 年間。2 年目以降は純増分のみ) ・限度額: 3 年間で 1 億円
【連絡先】 三豊市産業政策課 TEL 0875-73-3013 http://www.city.mitoyo.lg.jp/forms/info/info.aspx?info_id=8020		
土庄町	●土庄町企業誘致条例	
	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 (土地を除く) 3,000 万円以上 ・小豆郡内新規常用雇用者 25 人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ・投下固定資産額 (土地に係るものを除くものとし、業務開始日の 3 年前の日以後に取得した家屋及び償却資産に係るものに限る) に 5/100 乗じて得た額 ・年間の建物賃借料に 25/100 を乗じて得た額 ・新規常用雇用者数に 15 万円を乗じて得た額 ・助成額は、指定企業 1 施設につき 3,000 万円を限度とする。
【連絡先】 土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 http://www.town.tonosho.kagawa.jp/		
愛媛県	●愛媛県情報通信関連企業立地促進要綱 (平成 26 年 3 月 31 日まで)	
	<p>対象要件 指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 新規県内雇用 20 人以上 (常用労働者に限る)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 投下固定資産額に係る奨励金交付額: 投下固定資産の 10～15% (限度額 5 億円) ② 事業用資産の賃借料に係る奨励金交付額: 適正な賃借料の 1/2 相当額を交付 (限度額 2,000 万円・期間 5 年以内) ③ 通信回線使用料に係る奨励金交付額: 適正な使用料の 1/2 相当額を交付 (限度額 2,000 万円・期間 5 年以内) ④ 雇用促進に係る奨励金交付額: 新たに県内から雇用した常用労働者数 × 50 万円 (限度額 5 億円)
【連絡先】 愛媛県経済労働部立地推進課 TEL 089-912-2474 http://www.pref.ehime.jp/h30180.html 経済労働部立地推進課ページ		
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	<p>対象要件 市内に新設し、又は増設すること 専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと 操業時において新規雇用者 20 人以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/2 (5 年以内) ② 社員等の教育に係る費用の 1/2 (5 年以内) ③ オフィス及び通信機器等の賃借料の 1/2 (5 年以内) ④ 専用通信回線利用料の 1/2 (5 年以内) ⑤ 新規雇用 1 人につき 30～55 万円 (5 年以内) 限度額: ①+②+③+④=1 億円 ⑤=4.5 億円 総額 5.5 億円
【連絡先】 松山市産業経済部地域経済課 TEL 089-948-6549 http://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/kigyoricchiguide.html		
高知県	●高知県コールセンター等立地促進事業	
	<p>新たに県内に次の 3 つの業務を行う拠点を設けて当該事業を実施するもの。要件は次のとおり。 1. 新規雇用人数 (県内かつ新規) ① コンタクトセンター: 操業 1 年以内に 20 人以上 ② バックオフィス: 操業 1 年以内に 10 人以上 ③ コンテンツ産業: 操業 1 年以内に 10 人以上 2. 操業時期 事業着手後 1 年以内 3. 企業指定を受けていること 他</p>	<p>5 年間における補助限度額: 6 億 7 千万円</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土地・建物の取得に要する経費の 10% ② 建物の賃借料の 1/2 ③ 専用回線及び一般回線の基本使用料の 1/2 ④ 通信設備費等の償却資産の取得経費の 10% 及び同資産の賃借料の 1/2 (上限額: プース数 × 1 万 5000 円 × 事業期間) (原則として操業開始後 6 か月以内の取得及び賃借したものの) ⑤ 建物の改修費の 1/2 (上限 5000 万円) ⑥ 6 か月以上継続して雇用された新規雇用者 1 人に対し 50 万円 (短時間労働者 30 万円、SV100 万円、障害者加算 10 万円)
【連絡先】 高知県商工労働部企業立地課 TEL088-823-9693 http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/		

高知市	●高知市企業立地助成金	
	対象要件 1. 次の業務を行う拠点を設けて当該事業を実施するもの。 (1) 高知県と合わせて助成が受けられる事業 ①コンタクトセンター：新規常用雇用者 20人以上 ②バックオフィス業務：新規常用雇用者 10人以上 ③コンテンツ産業：新規常用雇用者 10人以上 (2) 高知市独自の助成事業 ①バックオフィス業務：新規常用雇用者 5人以上 ②情報通信関連業：新規常用雇用者 5人以上 ③研究開発業：新規常用雇用者 5人以上 2. 操業開始の日から1年以内に、常用雇用者の割合が概ね8割以上。 3. 本市が誘致した企業であること。	(1) 高知県と合わせて助成が受けられる事業（県市で最大助成額：10億円） ①人材育成研修に要する経費の1/2 ②6カ月以上継続して雇用された新規常用雇用者1人に対して50万円（短時間労働者30万円、SV100万円、障害者加算10万円） 注）市内居住者は市から助成、本市を除く県内居住者は県から助成 ③人材確保（広報等）に要する経費の1/2 ※5年間における本市からの助成限度額：3億3千万円 (2) 高知市独自の助成事業 ①土地・建物の賃借料の1/2（限度額：5,000万円） ②人材育成研修に要する経費の1/2（限度額：600万円） ③6カ月以上継続して雇用された新規常用雇用者1人に対して50万円（障害者加算10万円、限度額：4,000万円） ④人材確保（広報等）に要する経費の1/2（限度額：400万円） ※3年間における助成限度額：1億円
【連絡先】高知市商工振興課 TEL088-823-9375 http://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/128/		
福岡県 福岡市	●福岡市立地交付金	
	1. 対象分野・面積要件 下記①～⑥の分野のインバウンドのセンターとし、面積要件は延床面積500㎡超（重点地域の場合には面積要件なし）。 ①知識創造型産業 ②健康・医療・福祉関連産業 ③環境・エネルギー関連産業 ④アジアビジネス ⑤物流関連産業 ⑥都市型工業 ⑦本社機能等 ⑧大規模集客施設 2. 事業継続期間 操業開始後、所有型企業立地の場合には10年間、賃借型企業立地の場合には5年間事業継続すること。 3. 雇用の確保 事業の継続期間中、常用雇用者を継続雇用すること。 ※常用雇用者とは、雇用保険法の適用を受ける従業員 4. 操業時期 交付金の認定手続き後、所有型企業立地の場合には3年以内、賃借型企業立地の場合には1年以内に事業を開始すること。	●重点地域（アイランドシティ、香椎パークポート、九州大学学術研究都市）に立地する場合 ①所有型企業立地の場合 土地取得費の30%、建物、機械設備取得費の10% 限度額：30億円 ②賃借型企業立地の場合 建物、機械設備の年間賃借料の1/3（賃借月額は4,000円/㎡を限度） 期間：3年（外国企業等は4年） 限度額：7,500万円（年間2,500万円）（外国企業等は限度額：1億円（年間2,500万円）） ●重点地域以外の市内に立地する場合 ①所有型企業立地（土地及び建物を取得）の場合 建物、機械設備取得費の5.0% 限度額：1億円 ②所有型企業立地（建物のみを取得）の場合 建物、機械設備取得費の2.5% 限度額：5,000万円 ③賃借型企業立地の場合の場合 建物、機械設備の年間賃借料の1/3（賃借月額は4,000円/㎡を限度） 期間：1年 限度額：5,000万円
【連絡先】福岡市経済観光文化局 TEL 092-711-4327 http://asiabiz.city.fukuoka.jp/		
北九州 北九州市	●企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター他 要件：新規常用雇用者が5人以上	【設備投資に対する補助】 ①取得分：設備投資額の2～3% ②賃借分：年間賃借料の1/2（初年度のみ） ※①②の合計額で、上限10億円 【雇用に対する補助】 交付対象者1人あたり30万円（短時間労働者は15万円） ※対象者：新規雇用者のうち1年以上勤務し、1年以上北九州市内に住所を有しているもの。 ※交付上限額なし
北九州市産業経済局企業立地支援課 TEL 093-582-2065 http://www.city.kitakyushu.jp/		
佐賀県 佐賀市	●佐賀県ビジネス支援サービス業立地促進補助金（コールセンター分）	
	1) 立地決定日から2年以内に操業を開始 2) 立地決定日から操業を開始して1年を経過した日までに における新規地元雇用者数が20人以上	①建物、設備機器取得等補助：投資額の1/10 ②オフィス賃料補助：賃料の1/2(3年間) ③通信回線使用料補助：使用料の1/2(3年間) ④雇用促進奨励金：20万円×増加新規地元雇用者数(3年間) 限度額：①1億円、②3千万円、③8千万円、④なし
【連絡先】佐賀県企業立地課 TEL 0952-25-7097 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kigyouricchiguide.html		
佐賀市	●佐賀市情報通信関連企業等立地促進補助金（コンタクトセンター分）	
	1) 立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに における新規県内雇用者数が20人以上 2) 市と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までの設備機器の取得又は賃借に要した経費の1/2(1回限り) ②立地奨励金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに取得した設備機器にかかる固定資産税相当額(3年間) ③雇用奨励金：立地に伴う操業開始の日から1年を経過した日までに における換算等新規市内雇用者数×50万円(1回限り) ④建物賃借料補助金：本来業務の用に供するオフィスの賃料(市以外からの補助金額は控除)の1/2(2年間) 限度額：①1.5千万円、②固定資産税相当額、③2.5千万円、④1千万円
【連絡先】佐賀市工業振興課企業誘致室 TEL 0800-200-7106 http://www.city.saga.lg.jp/category/jigyuu_index.jsp?cate=28		
唐津市	●ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター業立地促進補助金	
	1) 新規地元雇用者20人以上 2) 市と立地協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：操業開始から2年経過した日までに取得又は賃借した設備機器の1/2 ②建物賃借料補助金：賃料の1/2(2年間) ③雇用奨励金：a)50万円×換算等新規地元雇用者数(2年間) b)50万円×換算等配置転換者等数(2年間) ④立地奨励金：操業開始から2年経過した日までに取得した設備機器に係る固定資産税相当額(3年間) ⑤利子補給金：設備機器取得のために金融機関から借り入れた資金(設備投資補助金除く)に対する利率の年1%以内の部分の利子補給(7年) ⑥研修費補助金：新規地元雇用者に対する研修経費の1/2相当額(2年) 限度額：①5千万円、②なし、③a,b各1億円、④固定資産税相当額、⑤100万円/年、⑥20万円/人
【連絡先】唐津市企業誘致課 TEL 0955-72-9208 http://www.city.karatsu.lg.jp/benri_dtl.php?category=0753599001034850431&articleid=05869430013128493831027409698		
鹿島市	●コンタクトセンター等立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規地元雇用者20人以上 2) 市長と進出協定を締結 3) 市税の完納	①設備費補助金：経費から市以外の補助金控除後の額の1/2 ②建物賃借料補助金：賃料から市以外の補助金控除後の額の1/2(3年間) ③雇用奨励補助金：50万円×新規地元雇用者数(3年間) ④研修費補助金：新規地元従業員を対象、補助率1/2 ⑤立地奨励補助金：操業開始のために取得した固定資産に係る固定資産税相当額、3年間 限度額：①5千万円、②3千万円、③7.5千万円、④20万円/人、⑤納付した固定資産税相当額
【連絡先】鹿島市商工観光課 TEL 0954-63-3412 http://www.city.kashima.saga.jp/sangyo/sk_kougyo_richi_yugu.html		

●情報処理・IT 関連企業立地促進補助金

対象要件
 1) コールセンターなど：新規雇用者 50 人以上（過疎地域は 25 人以上）確保、投下固定資産額 3 千万円以上（離島は投資要件無し）
 2) ファイナンスセンター・ソフトウェア開発センター・設計センター：新規雇用者 11 人以上（過疎地域は 5 人以上）確保、投下固定資産額 3 千万円以上（離島は投資要件無し）
 ※5 年間の事業継続がなされること

■助成内容
 ①通信費：事業の用に供する通信費の 1/2（離島地域、半島地域は 1.5 倍）
 ②賃借料：事務所賃借料の 1/2（離島地域、半島地域は 1.5 倍）
 ③人件費：新規雇用者 × 30 万円（事業開始時に 100 人以上雇用する場合は 50 万円/人）（離島地域は 2 倍、半島地域は 1.5 倍）
 ④設備補助：設備投資額の 10%（離島地域、半島地域は 1.5 倍）
■限度額（建物賃貸の場合）
 3 年間の補助金総額 2 億 4,000 万円限度（離島・半島地域は 3 億 6,000 万円限度）
■限度額（建物を建設する場合）
 ○自社ビルを建設する企業
 3 年間の補助金総額 3 億 4,000 万円限度
 ○ビル建設会社と入居する誘致企業が別の場合
 ビル建設会社 1 億円、誘致企業 2 億 4,000 万円限度
 ※ 離島・半島地域において自社ビルを建設する企業は、3 年間の補助金総額 5 億 1,000 万円限度（ビル建設会社と入居する誘致企業が別の場合は、ビル建設会社 1 億 5,000 万円、誘致企業 3 億 6,000 万円限度）
■備考（共通）
 ①通信費：各年度 4,000 万円限度（3 年間補助）
 ②賃借料：坪単価 1 万円以下であること（3 年間補助）
 ③人件費：1 人 1 回限り
 ④当初 1 年間の投資（リースに関しては当初 1 年間の契約に関する 3 年分の実支出）額に限る
 ⑤事務所開設から 6 ヶ月以内に要件を満たした場合に補助

【連絡先】長崎県産業労働部企業立地課 TEL 095-895-2657 (財)長崎県産業振興財団 企業誘致推進グループ TEL 095-820-8890
<http://www.joho-nagasaki.or.jp/invest/>

●長崎市企業立地奨励条例（平成 25 年 3 月 31 日まで）

①対象事業者
 ・法人税の申告を 3 年度以上実施している法人又はその連結子会社
 ・国内外で 5 事業年度以上事業活動を行っている外国法人
 ・上記の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人
 ②長崎地域基本計画に規定する 5 分野の産業（指定集積業種）
 ○造船・自動車等の輸送用機械関連産業 ○産業用機械、新エネルギー・環境関連産業 ○情報通信関連産業→コールセンターを含む ○食品関連産業（農林漁業関連産業種）
 ○医工連携関連産業 ○その他
 ③投下固定資産、雇用人数（正規 1、非正規 0.75、短時間 0.5 換算）
 a. 建物建設の場合
 中小企業者等 -5 千万円以上 5 人以上（増設・移設 1 人以上）
 その他の企業 -5 億円以上 15 人以上（増設・移設は対象外）
 b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし）
 中小企業者等 -5 人以上
 その他の企業 -15 人以上（増設・移設は対象外）
 ※ 投下固定資産額には、土地・建物・償却資産を含む（消費税を除く）。

a. 建物建設の場合
■施設等整備奨励金 交付期間 5 年間（分割交付）
 投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に下記の割合を乗じた額
 指定集積業種（上限 15%）
 5% + ((操業時雇用従業員数 - 1) × 0.25)%
 b. 建物借上の場合（投下固定資産要件なし）
■土地等賃借奨励金 交付期間 5 年間
 建物賃借費用に下記の割合を乗じた額
 指定集積業種（上限 50%）
 25% + ((操業時雇用従業員数 - 1) × 0.25)%
 ab とも
■雇用奨励金 交付期間 3 年間
 雇用形態 単価（障害者加算）
 正規 50 万円/人（+ 20 万円）
 非正規 30 万円/人（+ 20 万円）
 短時間 15 万円/人（+ 15 万円）
 ※2 年目、3 年目は、操業日から 1 年後、2 年後に、それぞれ前年より 5 人以上増員している場合、交付対象となる
■総限度額 合計 10 億円

【連絡先】長崎市商工部産業雇用政策課 TEL 095-829-1313

●佐世保市企業立地促進条例

1) 大企業 投下固定資産額 1 億円以上かつ 20 人以上
 2) 中小企業 投下固定資産額 3,000 万円以上かつ 10 人以上
 ※ 雇用者数の適用条件は、5 年以内に達成することとする。

①賃借料：賃料の 1/2(5 年間) ②人件費：50 万円/人 ③固定資産税相当額：5 年間
 限度額：①各年度 6 千万円 ② 5 千万円 ③ 5 年間で 3 億円

【連絡先】佐世保市企業立地推進局 TEL 0956-25-9638(直通)

●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例

○指定業種 製造業、自然科学研究所、機械修理業、情報サービス業、宿泊業、技術サービス業、物流関連産業等
 ○要件
 新設：投下固定資産 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上
 増設移設：投下固定資産 1,000 万円以上 新規雇用 1 人以上
 改修：投下固定資産額 2,500 万円以上 新規雇用 5 人以上

○立地促進補助金 固定資産税相当額の奨励金（3 年間）
 ○施設整備奨励金 固定資産投下額（土地代除く）×5～10%（雇用数による）の補助 限度額：1 億円（改修は 2,000 万円）
 ○土地建物賃借奨励金 土地建物の賃借料 × 25%（3 年間） 限度額：1,000 万円/年
 ○雇用奨励金 新規雇用 1 人あたり正規雇用者 50 万円 短時間労働者 25 万円の奨励金 限度額：5,000 万円

【連絡先】島原市産業政策グループ TEL 0957-68-1111

●諫早市工場等設置奨励制度

①企業誘致促進地区における課税免除
 1) 企業誘致促進地区（諫早中核工業団地外 3ヶ所）
 2) 投下固定資産額 3,000 万円超
 ②奨励金
 1) 企業誘致促進地区以外
 2) 投下固定資産額 3,000 万円超 かつ
 新規雇用者 5 人以上（市内立地後 5 年以内の場合）
 新規雇用者 10 人以上（市内立地後 5 年未満の場合）

①固定資産税の課税免除（3 年間） 限度額なし
 ※ 事業に要する部分のみ
 ②固定資産税相当額を奨励金として交付（3 年間） 限度額 2,500 万円/年度
 ※ 事業に要する部分のみ

【連絡先】諫早市商工振興部産業誘致課 TEL 0957-22-1500

●大村市企業立地奨励補助金

①施設等整備奨励補助金
 投下固定資産総額 1000 万円以上（土地代を除く）で新規地元雇用者 5 人以上 ※1 年間の雇用実績要
 ②雇用奨励補助金
 新規地元雇用者 10 人以上（但しコールセンターは 20 人以上）
 ※1 年間の雇用実績要

①投下固定資産総額（土地代を除く）の 10%
 雇用者数による限度額
 雇用者数 5 人～9 人最高 500 万円/雇用者数 10 人以上最高 1000 万円
 ②1 人につき 25 万円（正社員）（期限付等 10 万円）
 限度額 1000 万円

【連絡先】大村市商工観光部企業立地推進室 TEL 0957-53-5919

平戸市	●平戸市情報通信関連企業立地促進奨励交付金	
	対象要件 1) 新規雇用者 20 人以上	①設備投資費：開設時及び人員増に伴う機械設備購入費の 1/3 ②賃借料：事務所賃借料の 1/8 ③人件費：新規雇用者 ×15 万円 限度額①+②+③ 3 年間で 3,000 万円
【連絡先】平戸市商工物産課 TEL 0950-22-4111		
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度	
	対象要件 新規常用雇用者 25 名以上	①雇用奨励金 事業を開始したと認めた日から引き続き 1 年以上雇用されている新規常用雇用者に 1 回限り(2 年目、3 年目は、対前年比純増加人数分対象) 正社員 20 万円/人、パートタイマー等 20 万円/常勤換算人 限度額：1, 000 万円 ②事務所賃借料奨励金 実支出額の 1/5 以内(3 年間) ③設備整備奨励金 改修費の実支出額の 1/5 以内(1 回限り)
【連絡先】対馬市観光物産推進本部 TEL 0920-53-6111(内線 105)		
杵岐市	●杵岐市情報通信関連企業立地促進事業	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	①人件費：15 万円/人 ②賃借料：事業所等の賃借料の 1/8(3 年間)③設備：改修費 5000 円/㎡ × 改修面積又は実額の少ない方 ④賃借料(住居賃借料)1/2 助成 月額 5 万円 ×12 ヶ月限度(高熱水費・共益費含まず) 2 名まで ⑤2) 社用車リース代助成(1/2)1 台限り 3 年間 限度額：①+②+③ 3 年間の総額 3,000 万円以内
【連絡先】杵岐市観光商工課 TEL 0920-48-1111		
五島市	●五島市工場等設置奨励条例	
	対象要件 1) 新規雇用者 11 人以上	①固定資産税相当額の助成金(3 年間) ②新規雇用 1 人につき 20 万円(新卒者雇用の場合は 25 万円)限度額：年間 1 千万円(3 年間)
【連絡先】五島市商工振興課 TEL 0959-72-7862		
西海市	●西海市企業立地奨励条例	
	・新規雇用者 20 人以上(中小企業にあつては 10 人以上) ※ 新設の場合 ・新規雇用者 10 人以上(中小企業にあつては 5 人以上) ※ 増設の場合	・新規雇用 1 人につき 30 万円(新卒者雇用の場合は 50 万円) ・固定資産税の減免(3 年間) ・市有財産の貸付料減免(3 年間)
【連絡先】西海市さいかい力創造部まちづくり推進課 TEL 0959-37-0064		
雲仙市	●雲仙市工場等設置奨励に関する条例	
	①固定資産税の減免又は不均一課税 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ②工場等施設整備奨励金 1) 投下固定資産額(土地代除く)1 億円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ③工場等立地奨励金 1) 投下固定資産額 2,700 万円以上 2) 新規雇用者 10 人以上 ④雇用奨励金 1) 投下固定資産額(土地代除く)1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 又は 2) 新規雇用者 20 人以上	①固定資産税の減免又は不均一課税 ②工場等施設整備奨励金(3 年に分けて支給 限度額：2 億円) 投下固定資産額 × 雇用人数により算出した支給額(5%~10%) ③工場等立地奨励金(3 年間支給) ①により不均一課税された納税額を奨励金として支給 ④雇用奨励金 1)30 万円/人 2)20 万円/人
【連絡先】雲仙市農林水産商工部商工労政課 TEL 0957-38-3111		
南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件 1) 投下固定資産額 3,000 万円以上 2) 新規雇用者 5 人以上	①設備投資費：投下固定資産総額(リースを除く)の 6%~12% ②通信費：事業の用に供する通信費の 25% ③賃借料：事務所賃借料の 25% ④人件費：新規雇用者 ×30 万円 限度額① 3 年間で 2 億円② 3 年間で 1,000 万円③ 3 年間で 4,000 万円④ 1 人 1 回限り 5,000 万円
南島原市企画振興部商工観光課 TEL 050-3381-5032		
佐々町	●佐々町工場設置奨励条例	
	①新設の場合 (1) 投下固定資産総額 1 億円以上 (2) 常時使用する従業員数が 15 名以上 ②増設の場合 (1) 増加部分の投下固定資産総額 2,500 万円以上 (2) 増加部分の事業ため増加する常時使用する従業員数が 10 名以上	①固定資産税の減免
【連絡先】佐々町企画財政課企画班 TEL 0956-62-2101		
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	1) 新規雇用者及び派遣社員 25 人以上	①人件費：15 万円/人 限度額：1,000 万円
【連絡先】新上五島町総合政策課 TEL 0959-53-1111		
熊本県	●産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	補助要件(コールセンター等の要件) ・対象：県内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する企業 ・投下固定資産額と投下リース資産額の合計：3 千万円以上 ・県民の新規常用雇用者数：10 人以上(広域的業務拠点施設：50 人以上) ・立地協定：県または県が立会人となって市町との間で立地協定を締結 ・操業開始：立地協定から 1 年(建物の新・増設を伴うものは 2 年)以内に操業を開始 ※ 広域的業務拠点施設：複数の県の区域に係る業務を処理するために設置される支店、支社、コールセンター、データ入力センター、事務オペレーションセンター、フィナンステクニクスセンター等で、知事が認めるもの。	補助対象経費及び補助額 1) 投下固定資産額及び投下リース資産額の合計 ×10% 2) 事業所の年間賃借料 ×1/2(操業から 4 年間) ※3.3 ㎡当たり月額 1 万円を上限とし、1 年間の補助額は 1 千万円を上限 3) 事業の用に供する専用通信回線使用料 ×1/2(操業から 4 年間) 4) 新規雇用者数 ×10 万円(操業から 3 年間) 補助限度額：1.5 億(広域的業務拠点施設：5 億円)
【連絡先】熊本県商工観光労働部新産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328 http://www.kumamoto-investment.jp/ 企業立地ガイド KUMAMOTO		

熊本県

熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく優遇制度 対象者：市内に事業所を新設・増設・移設する企業 情報提供サービス業（コールセンターを含む）の要件（業 種詳細は右記 HP 参照） ・新設・増設：以下の市内居住の新規常用従業員数を満た すこと。 ・新設 10人以上（中小企業者は5人以上）、増設 5人以上 ・移設：土地取得費が1億5千万円以上		（新設・増設） ①施設設置補助金：固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税の相当 額（3か年度分） ②用地取得等補助金：土地取得費の10% 又は、賃貸3年間分の土地・建物の賃料（敷金、共益費等を除く）の1/2 ③雇用促進補助金：新規常用従業員数1人につき補助金を交付 正社員50万円 正社員以外15万円（3年間） ※2年目及び3年目は、前年より10人以上増加した場合に限り、当該増加 分について交付 ④設備投資補助金：投下固定資産額×10%（家屋・償却資産のみ、土地を除く） ※投下固定資産取得額が3億円以上の場合に限り交付（リースを除く） 限度額：20億円（①～④の合計額） （移設）用地取得等補助金：土地取得費の10%（限度額20億円）
	【連絡先】熊本市産業政策課企業立地推進室 TEL 096-328-2386 熊本市企業立地推進東京出張所 TEL03-3262-3840 http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/ トップ⇒暮らし・環境⇒経済⇒経済・ビジネス・雇用⇒企業立地を全面サポートいたします！！		
八代市	●八代市企業振興促進条例 対象業種 情報通信業、複数の県の区域に係る業務を処理する事務 所（コールセンター、データ入力センター、事務オペレーショ ンセンターなど）、製造業など 奨励措置（適用工場などの指定）の要件 土地、家屋及び償却資産で、事業の用に直接供するもので、 その取得価格合計額が2,000万円を超えること（中小企業 の場合は500万円）且つ新規雇用者（パートを除く）の数が 5人以上（中小企業の場合は2人以上）※複数の県の 区域に係る業務を処理する事務所の場合新規雇用者（パ ートを除く）の数が10人以上（中小企業の場合は5人以上）		①固定資産税の減免 初年度～3年度：100%、4年度～5年度：50% ②工場等建設補助金：投下固定資産総額が1億円以上の工場などの場合 新規雇用者数10人未満：投下固定資産総額×1% 新規雇用者数10人以上40人未満：投下固定資産総額×2% 新規雇用者数40人以上：投下固定資産総額×3% ③用地取得等補助金：投下固定資産総額が1億円以上の場合、 土地の取得価格の100分の30を交付。 工場などを賃借する場合、敷金などを除く1年間の賃借料の2分の1 ④雇用奨励金：新規雇用者1人につき、30万円（正社員以外は20万円）
	【連絡先】八代市商工振興課 TEL 0965-33-8513 http://www.kigyo.city.yatsushiro.kumamoto.jp/		
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例に基づく優遇制度 情報サービス業 建物、機械装置、備品（土地を除く）などの取得価格の合 計額が、 ①新設は、5,000万円を超え、常時雇用する従業員数が10 名以上であること ②増設は、2,000万円を超え、常時雇用する従業員数が5 人以上であること		①工場等設置奨励金（3年間） 1年目 納税された固定資産税額の100% 2年目 納税された固定資産税額の80% 3年目 納税された固定資産税額の60% ②雇用奨励金 市内に住所を有する人を操業開始の日から雇用し、1年以上引き続き常時雇 用した場合、一人当たり20万円、600万円を限度。
	【連絡先】山鹿市商工観光部商工課（企業誘致推進室） TEL 0968-43-1413 http://www.city.yamaga.kumamoto.jp/ 農林業・商工業⇒商工業⇒商工業支援制度の「工場等設置の優遇制度」		
宇土市	●宇土市企業振興促進条例 及び 宇土市企業立地特別奨励金条例 ①投下固定資産総額：3億円以上 新規雇用：5人以上 ②投下固定資産総額：2,000万円以上（情報サービス事業 施設1,000万円以上） 新規雇用：新設5人以上、増設3人以上 ③用地取得面積：5,000㎡以上 投下固定資産総額：3億円以上 新規雇用：5人以上 操業開始：3年以内		①固定資産税の課税免除：3年間、その後3年間2分の1の額 ②固定資産税に対する奨励金 初年度 固定資産税額の100分の75の額 2年度 固定資産税額の100分の50の額 3年度 固定資産税額の100分の25の額 ③用地取得価格の20%の額（上限3億円） 給水装置の加入金額 ○雇用促進奨励金 市内に住所を有する人を事業開始から1年以上引き続き雇用した場合一人当 たり30万円（上限1,000万円） ○研修経費補助金 操業日より前に研修を実施する場合で、研修に要した経費の2分の1以内（上限100万円）
	【連絡先】宇土市商工政策課企業誘致係 TEL 0964 - 22 - 1111（宇土市企業立地ガイド）http://uto-kaiatsu.jp/index.htm		
天草市	●天草市企業立地促進条例 ①・投下固定資産総額：新設2,000万円以上、増設1,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ②・投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ③・投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上 ④・投下固定資産総額：新設・増設5,000万円以上 ・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設・増設10人以上 ⑤・雇用従業員（常時雇用・市内居住）：新設10人以上、増設5人以上		①固定資産税の課税免除：固定資産税3箇年課税免除 ②工場等建設補助金：投下固定資産総額×5%（上限5,000万円） ③用地取得補助金：用地取得費×30%（上限1億円） ④雇用奨励金：1人当たり30万円（上限3,000万円） ただし、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及び学術・開発研究機 関の用に供する施設においては、投下固定資産総額が5,000万円未満であつ ても、新規雇用者が10人以上の場合、雇用奨励金を交付することができ ⑤土地建物賃借補助金：操業開始から3年以内の土地建物賃借料（1年間の上 限150万円）ただし、敷金、権利金その他これらに類する経費を除く
	【連絡先】天草市商工観光課産業支援係 TEL 0969-32-6787 http://www.city.amakusa.kumamoto.jp/		
大分県	●大分県コールセンター企業立地促進補助金 【補助対象要件】 ①設備投資額が3,000万円以上 ②事業所の操業に伴う新規地元雇用者が30人以上 ③専らコールセンターを業として行なうものであること ④大分県産業立地促進補助金及び大分県大規模投資促進 補助金の適用を受けていないこと。		【補助対象経費及び補助額】 ①設備投資額 事業所新設に伴う用地の取得・造成、建物の建設、機械設備並びに附属施 設の取得（賃貸の場合の内装工事費を含む）に要した経費設備投資額×3% 以内（土地または建物を取得する場合は、設備投資額×15%以内） ②人件費 雇用者数×50万円以内（大分市に立地する場合は、雇用者数×25万円以内） 限度額：①②合わせて1億円 ③通信費（3年間補助） 事業の用に供する専用通信回線使用料×1/2以内 限度額：9,000万円 （3,000万円/年） ④賃貸料（3年間補助） 事業所の賃貸に要した経費×1/3以内 限度額：9,000万円（3,000万円/年）
	【連絡先】大分県企業立地推進課 TEL 097-506-3246 http://www.pref.oita.jp/14050/guide/yugu/hojo_ken.html		

大分市	●企業立地促進助成制度 対象業種:1) 製造業、2) 大分流通業務団地へ立地する企業、3) 情報サービス業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業)、学術研究、専門・技術サービス業 対象要件:【設備投資額】 新設 10 億円以上(中小企業 2 億円以上) 増設・移設 10 億円以上(中小企業 1 億円以上) 【新規雇用従業員数】 新設 20 人以上(中小企業 5 人以上) 増設・移設 10 人以上(中小企業 2 人以上) ※) コールセンター業については、同業務のみではなく、それに加え情報処理・提供サービス業務など、対象業種 3) に挙げられた業種に該当する業務を行なうものを対象とする。 ※ 3) 情報サービス業等については新設のみ対象。また設備投資額を要件としない。		①設備投資助成金 設備投資額×5%以内の額(限度額 5 億円) ②新規雇用従業員の数×50 万円以内(限度額 1 億円) ①+②の合計限度額 5 億円(単年度 2 億円を上限とする分割方式)
	【連絡先】大分市産業振興課 産業振興担当班 TEL097-537-7014(直通)		
宮崎県	●企業立地促進補助金 対象要件 ①県外誘致企業:新規県内常用雇用者 6 人以上 ②県内立地企業:新規県内常用雇用者 51 人以上 ③特定団地立地企業 ※:新規県内常用雇用者 6 人以上 ④大規模立地企業:新規県内常用雇用者 301 人以上、かつ投資額 1 億円超 ※ 宮崎フリーウェイ工業団地(高原町)に立地する企業		①雇用割:新規県内常用雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割:投資額の 4% (限度額 5 億円) ②雇用割:新規県内常用雇用者 1 人当たり 15 万円、投資割:投資額の 2% (限度額 2 億 5,000 万円) ③雇用割:新規県内常用雇用者 1 人当たり 30 万円、投資割:投資額の 6% (限度額 5 億円) ④雇用割:新規県内常用雇用者 1 人当たり 45 万円、投資割:投資額の 6% (限度額 8 億円) ①~④共通 年間高速通信回線使用料の 80% ※1、施設整備費の 50% ※2 ※1 専用通信回線等を利用して事業を行う場合の年間高速通信回線使用料が対象(①~③は 3 年間、④は 5 年間で、限度額 2,000 万円/年) ※2 既存施設に入居して改装等する場合の経費が対象(限度額 1 m ² 当たり 25,000 円)
	【連絡先】宮崎県商工観光労働部企業立地推進局企業立地課 TEL 0985-26-7096 http://www.miyazaki-investment.com/		
宮崎市	●企業立地奨励制度 対象要件 ①誘致企業:新規雇用 6 人以上 ②地場企業:新規雇用 6 人以上 ③大型立地企業:新規雇用 300 人以上かつ投資 1 億円超以上 ④新設:新規雇用 20 人以上 ⑤増設:新規雇用 40 人以上		①雇用割:新規雇用者 1 人当たり 20 万円、投資割:投資額の 4% (限度額 3 億円)、固定資産税助成:初年度 100% 2 年度 80% 3 年度 60%、事業所税助成:3 か年度 ②雇用割:新規雇用者 1 人当たり 20 万円、投資割:投資額の 2% (限度額 1 億円)、固定資産税助成:初年度 100% 2 年度 80% 3 年度 60%、事業所税助成:3 か年度 ③雇用割:新規雇用者 1 人当たり 20 万円、投資割:投資額の 4% (限度額 4 億円)、固定資産税助成:初年度 100% 2 年度 80% 3 年度 60%、事業所税助成:3 か年度 ④賃料助成金:賃借料の 2 分の 1 以内 月限度額 100 万円×24 カ月 限度額:2,400 万円 ⑤賃料助成金:賃借料の 3 分の 1 以内 月限度額 50 万円×12 カ月 限度額:600 万円
	【連絡先】宮崎市観光商工部工業政策課企業立地係 TEL 0985-21-1793 http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/www/contents/1202255959230/index.html		
延岡市	●企業立地促進条例 対象要件 ①新規雇用者が中小企業 5 人以上もしくは大企業 10 人以上 ②投下固定資産総額が中小企業 5,000 万円以上、大企業 3 億円以上で、かつ常時雇用者が中小企業 5 人以上、大企業 10 人以上 ③②の要件かつ新規雇用 30 人以上 ④新規雇用 3 人以上 ⑤新規雇用 30 人以上		①雇用割:新規雇用者 1 人当たり 20 万円(限度額 1,000 万円 ※ 雇用は延岡市民に限る)、通信回線年間使用料の 80%(県の制度併用の場合 20%)を 3 年間(限度額 500 万円/年)、専用通信回線等の設置費の 100%(限度額 10 万円(1 回限り)) ②固定資産税 3 年間課税免除、用地取得助成金(取得価格の最大 50%、限度額 5,000 万円)+①の助成内容 ③自社の同一施設に貸しオフィスを新設した場合:賃貸施設新設費用 50%(限度額 1 億 5,000 万円) ④オフィス賃借料の 50% を 2 年間(限度額 1 年目 10 万円/月、2 年目 5 万円) ⑤オフィス賃借料の 50% を 2 年間(限度額 100 万円/月) ⑥施設改修経費の 25%(限度額 1,000 万円)
	【連絡先】延岡市商工観光部工業振興課企業立地係 TEL0982-22-7035 http://www.city.nobeoka.miyazaki.jp/contents/shoukou/kougyou/kigyou/		
日向市	●企業立地促進条例奨励措置 対象要件 ①新規雇用(正社員・準社員・契約社員)5 人以上 ②投下固定資産総額 5,000 万円以上		①雇用割:新規雇用者 1 人当たり 20 万円(限度額 1,200 万円 ※ 雇用は日向市民に限る)、通信回線年間使用料の 80%(県の制度併用の場合 20%)を 3 年間(限度額 500 万円/年)、専用通信回線等の設置費の 100%(限度額 10 万円(1 回限り)) ②オフィス賃借料の 2 分の 1 以内(限度額 500 万円/年、5 年間) ③固定資産税 3 年間課税免除
	【連絡先】日向市産業経済部商工港湾課港湾・企業立地係 TEL0982-52-2111 http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/office/attracting.html		
日南市	●企業立地促進条例 対象要件 ①新設:新規雇用 5 人以上 ②増設:新規雇用 3 人以上 ③新規雇用 3 人以上 29 人以下 ④新規雇用 30 人以上 99 人以下 ⑤新規雇用 100 人以上		①②共通 ○雇用割:新規雇用者 20 人以下の場合 1 人当たり 30 万円、21 人以上の場合 1 人当たり 36 万円 ※ 障がい者は 1.5 倍の金額 ※ 限度額:1 億円 ※ 対象は日南市民のみ(1 人 1 回) ○通信回線年間使用料(基本料金)の 80%(県の制度併用の場合 20%)を 3 年間(限度額 500 万円/年) ○オフィス賃借料の 50%(③限度額 20 万円/月(2 年間)、④限度額 100 万円/月(2 年間)、⑤限度額なし(3 年間)) ○施設改修費の 25%(限度額 1,000 万円) ○固定資産税の 5 年間課税免除 ○企業立地助成金:用地取得の 4 分の 1(限度額 2,000 万円)、施設整備費総額の 2 分の 1(限度額 1,000 万円)
	【連絡先】日南市産業経済部商工観光課 企業立地・ポートセールス係 TEL0987-31-1169 http://www.city.nichinan.lg.jp/		
高鍋町	●企業立地促進条例 対象要件 新規雇用 5 人以上かつ投下固定資産総額 2,500 万円以上		○雇用割:新規雇用者 1 人当たり 12 万円(限度額 1,000 万円 ※ 雇用は高鍋町民に限る) ○人材育成補助金:1 人 1,000 円(3 年間、年間限度額 10 万円、1 人 1 回限り) ○1,000 m ² 以上の用地取得価格の 30%(限度額 3,000 万円) ○1 件 200 万円以上の施設整備費の 50%(限度額 2,000 万円) ○通信回線等年間使用料の 80%(県と制度併用の場合 20%)を 3 年間(限度額 500 万円/年) ○専用通信回線設置にかかる費用(限度額 10 万円) ○オフィス賃借料の 50%(3 年間、限度額 500 万円/年) ○固定資産税 3 年間課税免除
	【連絡先】高鍋町政策推進課総合政策係 TEL0983-26-2018 http://town.takanabe.miyazaki.jp/attractingInfo/business.html		

鹿児島県	●鹿児島市企業立地促進補助金	
	新規雇用者30人以上 ※ 中心市街地に立地する場合は11人以上	①新規雇用者数×30万円(障害者:60万円)(3年間) ②設備投資額×2%(初年度のみ) ③固定資産税・都市計画税・事業所税の納税額×50%(3年間) ④オフィス賃借料×50%(3年間) ⑤通信回線使用料×50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ⑥研修費×50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ⑦企業内託児所運営費等×50%(3年間) 限度額:2,000万円(700万円/年) ※①、②、③、④、⑤の合計額の限度額は3億円 ※①は、パート等は10万円(障害者:20万円)。また、2年目及び3年目については前年より10人以上増えた場合に限り、増員分を補助
【連絡先】鹿児島市経済局経済振興部産業創出課 TEL 099-216-1314 http://www.city.kagoshima.lg.jp/		
鹿屋市	●鹿屋市工場等立地促進補助金	
	(1)土地取得(賃借)面積 ・200㎡以上(市内事業者は100㎡以上) (2)土地取得(賃借)後、5年以内に操業開始 (3)新規雇用者数 ・10人以上(市内事業者は5人以上) (4)立地協定の締結 ※上記の全ての要件を満たすこと	(1)工場等用地取得費補助金 ・補助額:土地取得価格×30%以内 限度額:2,000万円(新規雇用5~9人) 3,000万円(新規雇用10~19人) 5,000万円(新規雇用20~49人) 7,000万円(新規雇用50~99人) 1億円(新規雇用100人以上) (2)雇用促進補助金 ・補助額:新規雇用者数×15万円 限度額:1,500万円 (3)建物・機械設備補助金 ・補助額:設備投資額×10%以内 限度額:1億円 (4)情報通信施設賃借料補助金 ・補助額:事業所賃借料(年間)×30%以内 限度額:3,000万円(1,000万円×3年) (5)通信回線使用料補助金 ・補助額:通信回線使用料(年間)×25%以内 限度額:3,000万円(1,000万円×3年)
【連絡先】鹿屋市農林商工部産業振興課 TEL 0994-43-2111 (内線 3076) http://www.e-kanoya.net/		
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	対象要件 ・新規地元雇用8人以上 ・設備投資額2,000万円以上(リース費用含む。)	①新規地元雇用者数×12万円(新規雇用者1人につき1回限り助成)(3年間) ②オフィス賃借料×1/4(3年間) ③通信回線使用料×1/4(3年間) ④研修費5万円/人(3年間) 限度額:①2千円 ※②+③+④の合計交付限度額 1千5百万円(1年間) 4千5百万円(3年間)
	●奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例	
期限 奄美群島振興開発計画期間内(平成25年度まで) 対象要件 ・新規地元雇用3人以上 設備投資要件なし	①新規地元雇用者数×12万円(新規雇用者1人につき1回限り助成)(3年間) ②オフィス賃借料×1/10(3年間) ③通信回線使用料×1/10(3年間) 限度額:①2千円 ※②+③の合計交付限度額 150万円(1年間) 450万円(3年間)	
【連絡先】奄美市産業振興部商水情報課 TEL 0997-52-1111(内線 1424・1425) http://www.city.amami.lg.jp/		
沖縄県	●情報通信費低減化支援事業	
	3年間で20名以上の県内新規雇用(パートを含まず)が見込まれること、または3年間で10名以上の高度な専門知識を有する人材の県内新規雇用(パートを含まず)が見込まれること。	○民間通信業者が提供する広域イーサネット網サービスを利用して、沖縄と県外を結ぶ通信回線の通信費の一部を県が補助(本島は1/2、先島は2/3)する。
	●コールセンター人材育成マッチング事業	
県内に事業所があるコールセンター企業	○県内求職者を採用し基礎研修を実施後、OJTによる実務研修及び実践的な業種別の専門研修を実施する経費について、県が実施事業者に委託(賃金その他経費を助成)する。	
●情報通信産業振興地域による税の優遇措置		
対象地域内で1000万円を超える情報通信業務用設備を増設した青色申告法人	○国税(法人税):投資税額控除制度 (1)機械装置及び特定の器具備品:取得価額の15%を法人税額から控除 (2)建物及びその附属設備:取得価額の8%を法人税額から控除 限度額:取得価額の合計額は20億円を限度。控除額は法人税額の20%を限度(繰越税額控除4年間) ○地方税:不均一課税及び地方交付税による税収補填措置 事業所税(※)、不動産取得税、固定資産税(※)の課税免除(※) 新增設から5年間 事業所税の特例措置(資産割の課税標準の対象床面積を5年間1/2とする。)	
【連絡先】沖縄県商工労働部情報産業振興課 TEL 098-866-2503 http://www.pref.okinawa.jp/iipd/index.html		

協会日誌

7/12 事業委員会

① CCAJ ガイドブック

・発行に向けて、記事内容の方針・スケジュール等を確認した。

② CCAJ スクール

・スーパーバイザーの認定制度に関して、ニーズを把握するための調査を実施することを決定した。

7/13 情報調査委員会

① CCAJ メールニュース

・VOL.161を配信したことを報告した。

② センター見学会

・福岡のセンター見学会参加者の募集案内を会員の責任者・担当者に配信することを決定した。

③ テレマーケティング・アウトソーシング企業実態調査

・調査票の内容を決定し、エージェント会員の責任者・担当者に配信することを決定した。

8/8 広報委員会

① 会員ニュースのWebでの公開状況

・会員から寄せられたニュースリリースのWebでの掲載状況について報告した。
・会員ニュースのページの閲覧を促進する

ことと、多くの会員からニュースを寄せていただくことを目的に、CCAJメールニュースに会員ニュースのURLおよび掲載数を入れるようにしたことを報告した。

② CCAJ News の発行

・8月号9月号の特集「自治体のコールセンター誘致支援制度」について、会員限定でエクセルデータを提供することを検討した。
・10月号では、CCAJコンタクトセンター・セミナー2012 in 福岡の開催報告、Facebook立ち上げのコラムを掲載することを承認した。

③ 協会 Facebook ページ

・7月26日にFacebookページを開設したことを報告した。